東京都四市競艇事業組合	十二回	
浜名湖競艇企業団	十二回	
蒲郡市	十二回	
常滑市	十二回	
半田市	十二回	
津市	十二回	
武生三国モーターボート競走施行組合	十二回	
滋賀県	十二回	
大阪府都市競艇組合	十二回	
箕面市	十二回	
尼崎市	十二回	
伊丹市	十二回	
鳴門市	十二回	
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回	
丸亀市	十二回	
香川県中部広域競艇事業組合	十二回	
倉敷市	十二回	
備南競艇事業組合	十二回	
宮島競艇施行組合	十二回	
周南市	十二回	
下関市	十二回	
美祢市萩市競艇組合	十二回	
北九州市	十二回	
中間市行橋市競艇組合	十二回	
芦屋町	十二回	
福岡市	十二回	
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回	
唐津市	十二回	
大村市	十二回	

○海上保安庁告示第二十四号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　石浜港南防波堤灯台

位置
所在地　宮城県気仙沼市（石浜港南防波堤外端）
北緯　三八―五四―三八
東経　一四一―三九―〇二

撤去年月日　平成二十四年十二月十九日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　保戸島港防波堤灯台

位置
所在地　大分県津久見市（保戸島港防波堤外端）
北緯　三三―〇五―五六
東経　一三二―〇〇―一〇

変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル

変更年月日　平成二十四年十二月十九日

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　四浦港落ノ浦防波堤灯台

位置
所在地　大分県津久見市（四浦港落ノ浦防波堤外端）
北緯　三三―〇四―一二
東経　一三一―五九―一五

変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル

変更年月日　平成二十四年十二月二十日

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　加領郷港沖防波堤灯台

位置
所在地　高知県安芸郡奈半利町（加領郷港沖防波堤外端）
北緯　三三―二二―四八
東経　一三四―〇二―一三

変更した事項
位置
所在地　高知県安芸郡奈半利町（加領郷港沖防波堤外端）
北緯　三三―二二―〇五
東経　一三四―〇二―〇二
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル

変更年月日　平成二十四年十二月二十一日

○東北地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画緑地事業七号久之浜防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県いわき市久之浜町久之浜字代ノ下、字後三松、字東三松、字前三松、字新地、字堀ノ内、字西町尻、字東町尻、字町後、字東町、字北町、字中町、字須賀、字南町及び字中浜地内

使用の部分　福島県いわき市久之浜町久之浜字東町、字須賀、字南町及び字中浜地内並びに字東町、字須賀、字南町及び字中浜地先

名称　蒲生田岬灯台

位置
所在地　徳島県阿南市（蒲生田岬）
北緯　三三―五〇―〇三
東経　一三四―四四―五八

変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで五〇メートル

変更年月日　平成二十四年十二月二十一日

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　両石港仮設灯浮標

位置
所在地　岩手県釜石市（陸中尾崎灯台の北西方約九・六キロメートル）
北緯　三九―一八―二〇
東経　一四一―五三―三四

撤去年月日　平成二十四年十二月二十七日

記事　一時変更